

【新型コロナウイルス】クイーンズランド州、7月17日（土）午前1時からビクトリア州全域を感染多発地域（ホットスポット）に指定し、州民を除く同州からの入州を制限

2021年7月16日
在ブリスベン総領事館

●ビクトリア州全域を感染多発地域（ホットスポット）に指定

1 本7月16日（金）、クイーンズランド（QLD）州政府は、ビクトリア（VIC）州政府が同州全域を外出制限措置の対象としたことを踏まえ、明17日（土）午前1時から、VIC州全域を感染多発地域（ホットスポット）に指定する旨発表しました。これを受け、既にホットスポットとして指定されている都市（ニューサウスウェールズ州のシドニー大都市圏（Greater Sydney）、Central Coast、Blue Mountains、Wollongong 及び Shell Harbour）と同様、QLD州民及び例外的に許可を得る場合を除き、入州禁止措置がとられます。

2 ホットスポットとして指定されている地域に、直近の14日間、またはホットスポット指定開始日以降に滞在した場合（いずれか短い方）、QLD州民である又は入州許可を得ている場合を除き、QLD州への入州は許可されません。

ホットスポットに滞在している場合のQLD入州許可証の取得や、その他の制限については、入州規制に関する以下の州政府HP等（全て英語のみ）を御覧ください。

○パラシェ州首相 Twitter:

<https://twitter.com/AnnastaciaMP/status/1415818067334946816>

○州政府指定感染多発地域（ホットスポット）

（州政府）<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/hotspots-covid-19>

（州保健省）<https://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-directions-under-expanded-public-health-act-powers/declared-hotspots-direction>

○入州規制

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid->

[19/current-status/public-health-directions/travelling-to-queensland](https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/travelling-to-queensland)

○COVID-19 特設サイト

<https://www.covid19.qld.gov.au/government-actions/roadmap-to-easing-queenslands-restrictions>

3 感染接触注意喚起リストについては日々更新され、濃厚接触（close contacts）、偶発接触（casual contacts）、低リスク接触（low risk contacts）のいずれも対象場所、日時が増えていますので、御注意下さい。

○COVID-19 感染接触注意喚起リスト

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/contact-tracing#VIC>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

（良くある質問）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>

なお、外務省では、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補版を作成し、PDF版を以下URLにて掲載していますので、是非ご覧下さい（部数に限りはありますが、実物の冊子を希望する日系企業（但し、1社1冊）には、直接当館窓口でお渡しすることも可能ですのでご連絡下さい）。

https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html